

自 令和4年 6月 7日

至 令和4年 6月 16日

第2回 和木町議会定例会

令和４年第２回和木町議会定例会

(令和４年 ６月 ７日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

１．報告第 ４号

例月現金出納検査の結果について

２．報告第 ５号

令和４年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
(第１号)に関する専決処分について

３．報告第 ６号

和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について

４．報告第 ７号

和木町消防団条例の一部改正に関する専決処分について

５．報告第 ８号

令和３年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

６．報告第 ９号

令和３年度和木町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について

７．報告第 10号

和木町土地開発公社の経営状況について

８．同意第 １号

固定資産評価員の選任について

９．議案第 22号

令和４年度和木町一般会計補正予算（第１号）

10．議案第 23号

令和４年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第２
号）

11．議案第 24号

周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	田 中 雅 彦	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	松 井 敏 浩	
住民サービス課長	鳥 枝 靖	
都市建設課長	山 下 純 二	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	吉 岡 司
---------	-------

開	会	9時 00分
議	長	町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願い出ておりますので、これを許可いたします。 また携帯電話お持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。
議	長	ただ今から令和4年第2回和木町議会定例会を開会します。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番議員 栗本詠子君、3番議員 嘉屋富公君を指名します。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、5月30日から31日、東京で開催された「町村議会議長・副議長研修会」に、灰岡副議長と私が出席しました。 その他につきましては、お手元に、諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。 次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会 委員長 栗本詠子君。
栗 本 議 員		おはようございます。 議会運営委員会からご報告を申し上げます。 町長から6月7日に議会が招集されたことに伴い、6月1日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の

とおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告 7 件、同意 1 件、議案 3 件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第 5 号から第 9 号、同意第 1 号、議案第 22 号から第 24 号の議案説明と質疑を行い、報告第 5 号から第 9 号、同意第 1 号につきましては、討論・採決まで初日に行うことといたしました。

そして、一般質問を 6 月 10 日とし、最終日を 6 月 16 日とし、討論、採決を行うことといたしました。

よって、本定例会の会期を、本日 6 月 7 日から 6 月 16 日までの 10 日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員長 栗本詠子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第 3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 6 月 10 日までの 10 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 10 日間とすることに決定しました。

議

長

日程第４ 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米 本 町 長

皆さん、おはようございます。本日は５つの件についてご報告をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者の状況についてでございます。

令和４年５月３１日現在、和木町での総感染者数は２２６人であり、直近３ヶ月では、３月に２５人、４月に１７人、５月６４人の新規感染が確認をされております。

また、４月２２日に初めて町職員の感染が確認され、和木町新型コロナウイルス感染症対策本部第２２回本部員会議を開催し、今後の対応等の協議を行ったところでございます。

２月２０日に「まん延防止等重点措置」が解除になってからは、感染者は減少傾向にありましたが、行動範囲等の規制がなかったゴールデンウィーク後には、１日最大で１０人の新規感染者が確認されるなど、５月に入ってから増加傾向となっております。

現在では少し落ち着いてきているようでございますが、子どもたちの感染が多いことが気になるところでございます。

町民の皆様におかれましては、今後も基本的な感染防止対策をしっかりと守っていただきながら、充実した日常生活を送っていただきたいと思います。

以上、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び町内感染者状況についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

新型コロナワクチンの３回目接種につきましては、国が対象者別に、順次接種を始める日を決定し、その通知に従い実施してまいりましたが、対象者別のスケジュール、および接種された人数をご報告申し上げます。

まず、医療従事者、町内高齢者施設の入居者及び従事者は、1月までに126人が接種されました。

一般高齢者の集団接種は、2月4日から3月9日までの全8日間実施し1,448人が接種され。

18歳以上から65歳未満の方の集団接種を、3月11日から4月15日までの、全10日間実施し、1,735人が接種されたところでございます。

また12歳以上18歳未満の方につきましては、18歳以上の方より国の決定が遅かったため、集団接種を4月20日及び5月11日の2日間で実施し、148人の方が接種をされました。

職域や医療機関で個別接種された339人を含め、5月末までの3回目の接種者数は、合計3,796人でございます。2回目からの接種間隔を確認して、接種券を発行しておりますので、この発行枚数4,600を対象者数にいたしますと、接種率は82.52%でございました。

次に、小児用ワクチンについてご報告いたします。小児用ワクチンは5歳以上12歳未満用に成分量を調整されたもので、従来のワクチンとは別物でございます。集団接種会場でも、12歳以上の方とは時間や部屋を分けて、従来のワクチンと混同しないよう厳重に管理をしており、小児用ワクチンは1月21日に接種開始が決定されましたので、現在、初回接種として、3週間間隔で2回接種を行っております。小児接種は3月16日から5月11日までに11日間実施し、108人が2回目の接種を完了されております。接種券発行枚数534に対する接種率は、20.22%でございます。

いずれの対象者につきましても、集団接種の日程で接種できなかった場合は、後日、町内の医療機関や県の広域接種会場で接種できるよう、保健相談センターで調整をしております。

4回目接種については、4月27日の国の方針が決定されたところであり、対象者は、重症化予防を目的に、3回目の接種完了から5カ月以上経過した、60歳以上の方と、基礎

疾患をお持ちの１８歳以上６０歳未満の方でございます。３回目接種までの実施方法を踏襲し、希望する対象者が接種できるよう、５月２５日から接種券の郵送を開始いたしました。

スケジュールにつきましては町内医療機関と協議し、町内高齢者施設の入所者には６月２４日に接種をいたします。６０歳以上の高齢者には、７月８日から集団接種を開始いたしますので、接種にご協力いただきたいと思います。

以上、新型コロナワクチン接種事業の報告とさせていただきます。

３番目として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についてでございます。

この事業は、令和３年度の住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった世帯に対し、１世帯当たり１０万円を支給するものです。支給対象世帯は５３８世帯で、５月３１日時点での支給世帯は５１１世帯となっています。そのうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税世帯相当となった家計急変世帯は２世帯でございます。

以上、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業についての報告とさせていただきます。

次に、和木町成人式の開催についてでございます。

令和３年度に新成人となる方々の成人式を、当初、令和４年１月９日に開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期をいたし、５月１日に開催いたしました。

対象者は、平成１３年４月２日から平成１４年４月１日までに生まれ、現在和木町に住民登録をしている方及び和木中学校を卒業された７４名の方で、うち５１名の方の出席をいただきました。

当日は、新型コロナウイルス感染症対策として会場内の密

を避けるため、来賓の人数を減らし、入場前の検温、手指消毒、座席の間隔を空ける等、必要な対策をとったうえで、式典の規模を縮小して行ったところでございます。

式典では、主催者挨拶、来賓祝辞、実行委員会によるお礼の言葉、町民憲章の唱和等を行い、式典終了後は記念撮影や実行委員の皆様によるイベント、恩師のスピーチなどが行われました。

久しぶりに恩師、友人と再会できたことなど、新成人の皆さまの新しいスタートとして、よい式であったと思っております。

以上、和木町成人式の開催についての報告といたします。

最後、5番目として、和木町LINE公式アカウントの運用開始について報告をさせていただきます。

4月22日から和木町LINE公式アカウントの運用を開始しております。

これは、和木町からのお知らせ、イベント情報などに関する総合的な町政情報を発信するとともに、災害などの緊急時の情報発信の手段として運用するものです。LINEからの情報の受信には、「友達登録」が必要となります。登録の仕方などの詳細は和木町ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

また、和木町公式ホームページと公式LINE及び公式Facebookの連携が可能となるようシステムを改修しております。具体的には、ホームページの記事公開時のURLや画像を自動で公式LINE及び公式Facebookに転送する仕組みです。

これによりこれまで以上にスムーズな情報発信が可能となってまいりました。

以上、和木町LINE公式アカウントの運用開始についての報告といたします。

以上、5件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第5 報告第4号 例月現金出納検査の結果について
監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第6 報告第5号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する専決処分についてこれを議題とします。
執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山 下 都 市 建設課長 報告第5号 令和4年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する専決処分について、ご説明いたします。

この報告は、公共下水道和木ポンプ場の3号雨水ポンプ破損に対する復旧工事に緊急に対応する予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,850万円を追加し、総額を4億884万9千円とするものでございます。

13ページをお開きください。

款1 総務費は、和木ポンプ場雨水ポンプ整備事業に係る経費として3,850万円を増額しています。

11ページをお開きください。

		工事費の財源として、町債において、事業債 3,850 万円を増額しています。 以上で、報告第 5 号の説明を終わります。
議 長		報告第 5 号について質疑を許します。 なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。 質疑はありませんか。
議 長		上田丈二君。
上 田 議 員		質問させていただきます。13 ページになります。13 ページ歳出、1 款総務費、1 項費目 一般管理費の工事請負費 3,850 万円について伺います。 ポンプ場維持管理事業で工事請負費 和木ポンプ場雨水ポンプ整備工事となっていますが、この工事についての内容の説明をお願いいたします。
議 長		山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		和木ポンプ場 3 号雨水ポンプの破損工事についてご説明いたします。 4 月 27 日に 3 号ポンプのエンジン部、冷却水系のトラブルが発生いたしました。その際、都市建設課職員が現場で確認をしておるという状況です。 その後、原因調査を実施いたしましたが、原因の特定が出来なかったため、5 月 13 日にエンジンメーカーのエンジニアによる調査を実施したところ、何らかの原因で冷却水が機関内部の潤滑油系統に混入した事を確認いたしました。それにより乳化したエンジンオイルが機関全体に行き渡ったため動作不能となったものです。 復旧につきましては、分解調査を実施し、洗浄及び部品の交換整備を行うものであります。

		以上です。
議 長		上田丈二君。
上 田 議 員		これから分解調査して整備工事に入るとのことですけれども、これから雨期に入りますけれども、この工事の期間等その間のポンプ場の能力で対応に問題がないか伺いたいと思います。
議 長		山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長		まず工期につきましてですけれども、昨日 6 月 6 日から分解作業の方に着手しております。10 日から 2 週間の工期を現在予定しておるところでございます。 現在のポンプ場の能力につきましてですけれども、和木のポンプ場につきましては、現在雨水ポンプ 3 台で対応しております。その今 1 台が故障しておるという状況ですので、全体の能力としては、今 60 % の能力となっております。ですので、早急に工事の方、完成させ、対応したいと考えております。
議 長		よろしいですか。
上 田 議 員		以上で質問を終わります。
議 長		他に質疑はありませんか。 森脇明美君。
森 脇 議 員		今のに付け加えて質問なんですが、この雨水ポンプの耐用年数はどれぐらいで、今後ですね、改築の予定はどのようになっていますでしょうか。
議 長		山下課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

まず、ポンプ場、このポンプについてでございますけれども、平成8年度設置いたしまして、現在26年を経過しているものでございます。耐用年数といたしましては、ポンプ本来は20年でございますけれども、今回破損したエンジン部分の耐用年数につきましては15年となっております。

改築の予定

森 脇 議 員

計画とか予定、そのポンプに対しての

山 下 都 市
建 設 課 長

ポンプに対してですか。

ポンプに対しての改築予定ということでございますけれども、現在、和木ポンプ場全体の話になりますけれども、和木ポンプ場につきましては、昭和49年に供用開始をした施設でありまして、あと2年ほどで50年を迎えるような施設でございます。ですから今回のポンプのみの改築ということではなくですね、公共下水道施設全体の改築計画について今後策定していかないといけないという状況でございます。

ただし、現在、ご存知かと思えますけれども、この下水道の特別会計につきましてですね、公営企業会計への移行を今している、作業を実施している状況でありまして、現在、令和6年4月からの適用を考えております。企業会計に移行した後にですね、速やかに中長期的な財政計画を見直した上で改築更新に向けた基本計画の策定に着手したいと考えております。

以上です。

議 長

よろしいですか。

森 脇 議 員

はい。

議 長

他に質疑はありませんか。

		(「なし」の声あり。)
議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。
		(「なし」の声あり。)
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第 5 号 令和 4 年度和木町公共下水道事業特別会計補 正予算（第 1 号）に関する専決処分について 賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第 5 号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第 7 報告第 6 号 和木町税条例等の一部改正に関する 専決処分についてこれを議題とします。 執行の説明を求めます。 松井税務課長。
松 税 務 課 長	井	報告第 6 号 和木町税条例等の一部改正に関する専決処分 についてご説明いたします。
		和木町税条例等の一部を改正する条例について、令和 4 年 3 月 3 1 日に地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決 処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、 議会に報告し、承認を求めるものでございます。
		今回の専決処分は、本年 3 月 3 1 日に公布をされました地 方税法等の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例につ

いて所要の改正を行ったものでございます。

主な改正といたしまして、住宅ローン控除の特例措置の見直し、それから固定資産税の熱損失防止改修工事、いわゆる省エネ改修工事に係る軽減措置などでございます。

それでは、これらにつきまして、概要をご説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の10ページ中段をご覧ください。

附則第7条の3の2でございますが、所得税における住宅ローン控除につきまして、居住要件及び控除期間の延長を行うとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新規・既存住宅ともに借入限度額の上乗せを行うものでございます。また、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5% 最高9万7,500円でございますが、これを控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除することなどの見直しが行われたものでございます。

なお、この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

次に、同じく新旧対照表13ページから14ページをご覧ください。

附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」でございますが、従来、熱損失防止改修工事、省エネ改修工事につきまして、窓や床、壁などの断熱工事が行われた住宅が、当該減額措置の対象となっていたところでございます。この度の「地方税法等の改正」におきまして、熱損失防止改修工事だけでなく、一定の要件のもと太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器等の装置の取付工事もその対象となりましたことから、この拡充された項目につきまして所要の改正を行うも

のでございます。

その他、地方税法の一部改正に伴う改正を行っております。

以上で、報告第6号、和木町税条例の一部改正に関する専決処分の説明とさせていただきます。

議 長 報告第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について伺います。

1ページ、または5ページの(3)等になると思いますが、第1条 和木町税条例第18条 第73条の改正の辺にあたるとと思いますが、この交付についてですけれども、これはDV被害者の住所が漏れる事を防ぐため、固定資産課税台帳の記載事項、証明書の交付等についてDV被害者の保護のための法令上における処置ですか。執行予定日を伺いたいと思います。

議 長 松井課長。

松 井 ただ今の栗本議員さんのご質問にお答えします。
税 務 課 長 ご質問の施行期日でございますが、町税条例附則第1条第3号の規定により令和6年4月1日となっております。
以上でございます。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 施行予定日まで約2年余りありますが、なぜ町長の専決処分なのでしょう、お伺いしたいと思います。

議 長	松井課長いいですか。はい、松井課長。
松 井 税 務 課 長	なぜ2年間あるのかという栗本議員さんのご質問にお答えいたします。 この度、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法の改正が行われました。この中では新たにDV被害者等の保護の制度が設けられたものでございます。このことに伴いまして、令和4年3月31日に交付されました地方税法においても所要の例規整備が行われたところでございます。この地方税法の改正に合わせ、本町の税条例を改正したということでございます。 以上でございます。
栗 本 議 員	以上で質問を終わります。
議 長	はい、よろしいですね。
議 長	他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり。)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」の声あり。)
議 長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議 長	報告第6号 和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について 賛成の方の挙手を求めます。
議 長	全員挙手。

議長 したがって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

議長 日程第8 報告第7号 和木町消防団条例の一部改正に関する専決処分についてこれを議題とします。
執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 報告第7号 和木町消防団条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。

この報告は、和木町消防団条例の一部を改正する条例について、令和4年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、消防庁と国税庁とで協議していました「非常勤消防団員の報酬等の基準」及び「非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点」について、消防庁長官から3月23日付けで改正される旨の通知があったことから、和木町消防団条例について、所要の改正をおこなったものでございます。

主な改正点といたしましては、消防団員が災害時や警戒・訓練等で出動した場合、これまでは費用弁償として支給していましたが、本年4月1日以降は出動報酬として支給するように変更されています。

新旧対照表をご覧ください。これまでは、第13条（報酬）について、別表で団長から団員まで年報酬を規定し、第14条（費用弁償）では災害等で出動した場合の額について定めていましたが、改正後は災害等での出動についても「出動報酬」として支給するように改められています。

なお、附則において本条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

		以上で、報告第 7 号の説明を終わります。
議	長	報告第 7 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第 7 号 和木町消防団条例の一部改正に関する専決処分について 賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第 7 号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第 9 報告第 8 号 令和 3 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 日程第 10 報告第 9 号 令和 3 年度和木町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 以上、2 議案についてこれを議題とします。議事進行上、一括して執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

報告第 8 号 令和 3 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び

報告第 9 号 令和 3 年度和木町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、一括してご説明申し上げます。

この 2 件は、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度の和木町一般会計及び和木町簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書を調製したのでご報告させていただきます。

内容についてご説明いたします。それぞれ資料の 2 枚目をご覧ください。

報告第 8 号（一般会計）では、マイナンバーカード転出・転入ワンストップ化対応業務委託料 294 万 5 千円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 3,487 万 2,976 円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 10 万円、これらを令和 4 年度に繰り越したものでございます。

報告第 9 号（簡易水道事業特別会計）の方は、岩国市・大竹市連絡管橋梁添架負担金 284 万円を令和 4 年度に繰り越したものでございます。

以上で、報告第 8 号及び第 9 号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑・討論・採決を行います。
報告第 8 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

		討論はありませんか。 (「なし」の声あり。)
議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第 8 号 令和 3 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第 8 号は原案のとおり承認されました。
課	長	報告第 9 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 (「なし」の声あり。)
議	長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし」の声あり。)
議	長	討論がないようですので討論を終結し採決に入ります。
議	長	報告第 9 号 令和 3 年度和木町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第 9 号は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第 1 1 和木町土地開発公社の経営状況について
理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。

議 長 日程第 1 2 同意第 1 号 固定資産評価員の選任について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
田中副町長。

田中副町長 同意第 1 号 固定資産評価員選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価員につきましては、地方税法第 4 0 4 条第 1 項において固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために市町村に設置することとされており、本町においてはこれまで同条第 4 項の規定により町長がその職務を行ってまいりました。

町内部で検討を重ねたところ、職務に精通し現場で実務を取り仕切っている税務課長を評価員にする事で、より迅速かつ適正に、また継続的に評価事務を遂行できるとの結論に至ったことから、この度の 4 月異動で税務課長に就任した松井敏浩を固定資産評価員に選任したく、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意をお願いするものでございます。任期は、税務課長の職にある期間といたします。

以上で、同意第 1 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議 長 同意第 1 号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第 1 号 固定資産評価員選任について
原案のとおり選任することに同意の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第 9 号は原案のとおり同意する事に決定
しました。

議 長 日程第 1 3 議案第 2 2 号 令和 4 年度和木町一般会計補
正予算（第 1 号）
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 議案第 2 2 号 令和 4 年度和木町一般会計補正予算（第 1
総 務 課 長 号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の
総額に、それぞれ 3 億 3,908 万 6 千円を増額し、総額を 4
0 億 8,835 万 5 千円とするものでございます。

今回の補正予算は、昨年度までの米軍再編交付金に代わっ
て今年度から新たに交付されることとなった米空母艦載機部
隊配備特別交付金並びに国の令和 3 年度補正予算及び令和 4
年度予備費による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨
時交付金を活用して実施する各種事業に必要な経費を計

上するために提案させていただくものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の1ページ歳入からご説明申し上げます。詳細は7ページからになります。

8ページ 款15 国庫支出金3億1,209万9千円の増額は、今年度から交付されることとなった米空母艦載機部隊配備特別交付金2億4,864万1千円、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金318万7千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,950万4千円などの計上によるものです。

款19 繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金2,698万7千円を増額するものでございます。

続いて、2ページ歳出についてご説明申し上げます。

費目ごとの詳細は10ページからになります。

款1 議会費1,159万円の増額は、本会議場のシステム更新にかかる工事請負費を計上しています。

款2 総務費は、昨年度の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、実績報告に基づく国庫補助金の返還額として720万8千円を計上しています。

10ページ～12ページにかけての 款3 民生費の補正は、健やか安心基金4,514万1千円の増額、プレミアム付商品券事業として2,877万3千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,068万7千円などを計上し、あわせて8,496万5千円を増額するものです。

12～14ページの 款7 土木費1,446万2千円の増額は、蜂ヶ峯総合公園のミニSL整備工事500万円や、公園観光案内看板製作経費502万7千円の増額などによるものです。

14～16ページの 款9 教育費では、地域振興事業助

成基金積立金（３，５００万円）とすくすくこども基金積立金（４，３００万円）を増額、小中学校でコロナウイルス感染症対策のための消耗品等の購入経費を計上するほか、中学校やコミュニティセンター・文化会館の外壁・空調機・照明設備の改修・更新にかかる事業費として工事請負費と調査設計費用を計上し、総額で２億２，０８６万１千円を増額しています。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は、１１億２，８２３万９千円になる見込みでございます。

以上で、議案第２２号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 栗本詠子君。

栗本議員 令和４年度和木町一般会計補正予算についてお伺いします。

７ページ歳入 １５款 国庫出金 ２項 国庫補助金の１総務費 国庫補助金、米空母艦載機部隊配備交付金２億４，８６４万１千円についてお伺いします。

２０２１年度末で終了した米軍再編交付金に代わる今年度から新たに創設されたこの制度、これまでと同様な事業内容を対象としてできるのかお伺いします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 議員お尋ねのことにつきましては、防衛省本省との協議で、再編交付金で使えていた事業、各種事業とそれから基金事業こういったものに同様に使えるという回答を得ています。

議長 栗本詠子君。

栗 本 議 員 では、どのぐらいの期間継続する方針を示されているのか、
また 15 年間続いた米軍再編交付金とほぼ同水準の金額が示
されている予定なのかお伺いしたいと思います。

議 長 渡邊課長。

渡 邊 企 画 再編交付金が、15 年で 37 億 1,543 万円、1 年あたり
総 務 課 長 2 億 4,769 万円程度、和木町に、本町に交付された訳です
が、次の、今回の米空母艦載機部隊配備特別交付金につきま
しても同様の額と期間交付がされると伺っております。

栗 本 議 員 以上で

議 長 よろしいですか。

栗 本 議 員 はい。

議 長 他に質疑はありませんか。
嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 それではご質問させていただきます。
ページ数 10 ページ、款 3 第 1 項 社会福祉費、ここ
では約 4,500 万円の健やか安心基金積立金。また 14 ページ
では、教育費 第 9 款 第 1 項の方で、地域振興事業助成金
積立金 3,500 万、和木町すくすく子ども積立金 4,300
万、合わせて 1 億 1,300 万となりますけど、基金の方積み
立てが、これを今後どのような使い道を計画されております
か。お伺いします。

議 長 暫時休憩します。

休 憩 9 時 5 3 分

再 開 9 時 5 3 分

議 長 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

議 長 坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健 福祉課長 ただ今、嘉屋議員より健やか安心基金 4,514 万 1 千円、
この使途ということでよろしいでしょうか。

これは再編交付金の時も毎年殆ど計上させてもらって、町の子どもの医療費無料とかインフルエンザ予防接種委託費、乳幼児健康診査における委託費、妊産婦健康診査における委託費、総合健診における個人負担費用の助成、乳がん検診実施の個人負担費用の助成、山口県福祉助成制度一部負担金の助成、地域活動支援センター生活相談事業、等々例年使っておるものでございます。

以上です。

議 長 森本教育委員会事務局長。

森 本 地域振興助成基金につきましてはですね、3,500 万円ですが、今までどおりわき愛あいフェスティバル、美術館のイベント事業、文化会館のイベント事業、各種等イベント事業に充てていく予定でございます。

すくすくこども基金につきましては、特別な支援を要する子どもについて保育教員を配置する授業について充当していく予定でございます。

議 長 嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 今の中で、地域振興事業助成基金積立金の方で、文化会館

		のイベントとありますが、今年度決まっているのがありましたらご説明をお願いします。
議 長	森本	森本事務局長。
森 本 教育委員会 事 務 局 長		毎年夏休みに実行する、文化会館で子ども向けのイベント事業に充当する事が決まっております。
議 長		よろしいですか。
嘉 屋 議 員		以上で終わります。
議 長		他に質疑はありますか。
議 長		灰岡裕美君。
灰 岡 議 員		今回、民生費 プレミアム商品券事業と土木費 蜂ヶ峯公園管理運営事業の２点について質問させていただきたいと思います。 まず、民生費 プレミアム商品券事業２,８７７万３千円、プレミアム商品券事業については、町民の間でも大変関心が高い事業だと思います。内容・販売期間・対象・販売場所・収支方法等具体的な質問を求めます。
議 長	渡邊	渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		プレミアム商品券事業につきましては、今回はですね、町民一人一人の方に５千円で１万円分の商品券、千円券が１０枚買えるというのを今企画しております。 来月中旬から各世帯に向けて引換券を葉書の形で郵送しまして、それを持って商工会の方へ、文化会館１階で特設会場を設けますのでこちらで購入していただいて、町内の登録店

	舗で使っていただくという形のものを今考えているところでございます。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	販売期間はいつからになるのか教えていただけますか。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	販売期間は、８月１０日から年末までを考えております。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	もう一度確認なのですが、前は世帯毎の商品券でしたが、今回は住民一人一人に対するプレミアム商品券の販売ということでよろしかったでしょうか。
議 長	確認、はい渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	おっしゃるとおり各世帯に、例えば世帯４名いらっしゃる世帯でありましたら４枚引換券が届きますので、それを持って商工会の方で購入していただいて使っていただく、こういう予定でございます。
灰 岡 議 員	以上でプレミアム商品券事業に対する質問を終わらせていただきます。 次に、続けてよろしいですか。
議 長	はい、どうぞ。
灰 岡 議 員	土木費の蜂ヶ峯公園管理運営事業１,３６６万８千円について質問いたします。

公園開設より40年経ちまして、様々な場所に改修が必要と思うのですが、今回計上されております看板製作委託料、駐車場整備工事、公園内トイレ改修工事、ミニS L整備工事、それぞれの具体的な内容、改修内容を、説明を求めたいと思います。お願いします。

議 長

山下都市建設課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

まず、消耗品費につきましてですが、これは公園内での使用を目的としたテントであるとかイス、テーブルといったようなものの貸出用品の購入としております。

続きまして看板製作なんですけれども、看板につきましては松ヶ枝橋付近の交差点に看板がないという状況がありますので、こちらの方は1基新設、あと曙橋東詰、宮ノ下交差点、杉本畜産前の既にある看板につきましても老朽化しておりますので取替工事を実施するというものであります。

続きまして、蜂ヶ峯公園駐車場整備工事につきましてですが、こちららは公園の入り口付近にありますアプローチ広場のところに駐車場を設けておりますけれども、こちらの区画線をやり直すというものです。とあと駐車場案内の看板を設置するというものでございます。

続きまして、公園内トイレ改修工事につきましてですが、これはキャンプ場にトイレがございまして、こちらの方の改修工事を行うということと、園内のトイレの蛇口につきまし、自動水栓化を実施するものでございます。

ミニS L整備工事につきましては、ミニS Lの機関車部分のオーバーホールを実施するものでございます。

備品購入費につきましてですが、こちららはベルトパーテーションを18基、イベント時等に使用するものを購入するものでございます。

以上です。

灰 岡 議 員

承知いたしました。

	以上で質問を終わります。
議 長	他に質疑はありませんか。 上田丈二君。
上 田 議 員	失礼いたします。 総務費と民生費、2点について伺いたいと思います。 最初の質問になりますけれども10ページ歳出、2款 総務費、1項 総務管理費、7目 消費の還付金720万8千円について伺います。国庫補助金等返還金で福祉事業についての返還金になっていますが、内容についての説明をお願いいたします。
議 長	坂本保健福祉課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長	今、上田議員さんより内容についての説明ということでございます。 これはですね、この予算は今年の1月に補正予算をして3月議会においてですね、報告第2号で議会の専決処分を受けた予算でございます。 それにつきまして歳入歳出、実績を出しまして720万8千72円多くなった、それを国に返還ということでございます。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	非課税世帯の支援補助金ということでしたんですけども、この返還になった理由なんですけれども、前年度よりも申告数が少なくて余ったということになるんでしょうか。
議 長	坂本課長。
坂 本 保 健	当初はですね、補正予算時は事業費1世帯10万円なんで

福 祉 課 長	すけど、790世帯ということで7,900万円補正予算を専決処分していただきました。それにつきまして実際令和3年度3月末です、485人、4,850万円の支払というところでそういう数字になっています。
上 田 議 員	はい、了解いたしました。
議 長	はい、上田丈二君。
上 田 議 員	了解いたしました。 続いての質問に移らせていただきます。 12ページになります。3款 民生費、2項 児童福祉費、2目 児童福祉費なんですけれども、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について伺いたいと思います。 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、この消費等の物価高騰に対する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金をプッシュ型で給付することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うための給付金として全市町が実施する子育て世帯生活支援特別給付金300万円と和木町独自の支援として和木町子育て世帯生活支援特別給付金750万円についての申請と給付額、受付場所等について教えていただきたいと思います。
議 長	鳥枝住民サービス課長。
鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長	まず支給対象から説明させていただきます。支給対象につきましては、低所得のひとり親世帯と住民税均等割が非課税の子育て世帯、直近で収入が減少した世帯で、18歳未満の児童の養育者が対象です。 申請についてですが、先ほど議員もおっしゃられたように、プッシュ型で給付することとしておりまして、低所得のひとり親世帯で、令和4年4月分の児童扶養手当受給者、令和4年4月分の児童手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割

が非課税の世帯は申請不要となります。

非課税で高校生のみ養育世帯や公務員、新生児、家計急変世帯につきましては、住民サービス課窓口で申請が必要となります。

以上です。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 対象者の中で、18歳未満の令和4年度分の住民税均等割非課税と家計急変者と新生児についてですね、新しく生まれる新生児については申告が必要ということなんですけれども、これについての告知、周知ですね、町民に対する周知の方法とかはどういうふうになっているのでしょうか。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長 周知方法につきましては、町広報誌・ホームページ等により周知いたします。高校生のみの世帯につきましては、把握する範囲ですね、通知を出したいと、出す予定でございます。

議 長 上田丈二君。

上 田 議 員 もう1つ質問なんですけど、町独自の支援事業和木町子育て世帯生活支援特別給付金は、この国の支援事業よりも450万円多く予算計上されておりますけれども、この理由について教えていただきたいと思います。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 住 民 サ ー ビ ス 課 長 まず見込み数から申させていただきます。低所得のひとり親世帯の対象児童は90人を見込んでおります。それから住民税均等割が非課税の子育て世帯の対象児童は60人を見込

んでいます。この内、低所得のひとり親世帯の対象児童 90 人につきましては国制度においては、和木町の場合、山口県が支給します。ですので、その 90 名分、 $9 \times 5 = 450$ 万は和木町が負担することとなります。

議 長 よろしいですか。はい。

上 田 議 員 以上で、質問を終わります。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第 14 議案第 23 号 令和 4 年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山 下 都 市 議案第 23 号、令和 4 年度和木町公共下水道事業特別会計
建 設 課 長 補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

補正予算の概要としては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 329 万 4 千円を追加し、総額を 4 億 1,214 万 3 千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。11 ページをご覧ください。
款 1 総務費、ポンプ場維持管理事業の工事請負費 329 万 4 千円の増額についてですけれども、この件については当初想定しておりませんでした、和木ポンプ場汚水ポンプの故障による電動弁の取替工事を行う必要が生じたため増額するもの

でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

款3国庫支出金につきましては、ポンプ場改築事業に対し米空母艦載機部隊配備特別交付金を充当するため500万円を追加するものでございます。

款4繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を追加事業費と国庫支出金により調整し、79万4千円を増額するものでございます。

款7町債につきましては、当初予算に計上のポンプ場改築工事費の財源として計上しておりましたが、米空母艦載機部隊配備特別交付金を充当するため250万円を減額するものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正は、公共事業債の補正に伴い、限度額8,470万円を8,220万円とするものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第15 議案第24号 周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について
これを議題といたします。執行の説明を求めます。
鳥枝住民サービス課長。

鳥 枝 住 民
サ ー ビ ス
課 長

議案第24号 周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

本議案は、令和5年3月31日をもって解散する周陽環境整備組合の事務の承継について、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定めるよう組合の規約の変更を行うことに関し、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議して定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容としましては、組合の解散に伴う財産処分や事務の承継を行うに当たり、解散に先立って、財産以外の歳計現金や公文書などの事務の承継について、関係市町の議会の議決を経て行う協議により定めるよう改正するものでございます。

なお、この規約の変更は、山口県知事の許可のあった日から施行することとしております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認めます。

議

長

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 10時 15分